

## 会議規則案第1号

尼崎市議会会議規則の一部を改正する規則について

尼崎市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年3月23日提出

尼崎市議会議員	眞	田	泰	秀
同	土	岐	良	二
同	蛭	子	秀	一
同	東	浦	小	夜子
同	丸	岡	鉄	也
同	佐	野	剛	志
同	林		久	博
同	光	本	圭	佑
同	西	藤	彰	子
同	徳	田		稔
同	松	澤	千	鶴
同	酒	井		一
同	山	崎	憲	一
同	北	村	章	治
同	宮	城	亜	輻

尼崎市議会会議規則の一部を改正する規則

尼崎市議会会議規則（昭和60年尼崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「疾病、出産その他の」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、その配偶者等の出産補助その他のやむを得ない」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 議員は、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日からその出産の日後8週間を経過する日までの期間内において会議を欠席しようとするときは、あらかじめ、その欠席しようとする日又は期間を明らかにして、その旨を議長に届け出ることができる。

3 前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る日又は期間内に会議が開かれるときは、当該会議については、第1項の規定は、適用しない。

第98条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）」に、「請願者が押印しなければ」を「請願者（法人にあっては、その代表者）がこれに署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同条第2項中「氏名を記載し、押印しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（説 明）

本会議の欠席に係る規定及び請願書への押印に係る規定を整備するに当たり、規則改正の必要を認めたので、本案を提出する。